

ごみは正しく処理しましょう!



ごみの減量化と分別収集にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。
今回は、ごみの正しい処理方法について、町民と町内事業者のみなさまにお願いとお知らせです。

1. ごみの焼却処理はできません！(原則)

ご家庭や事業所において、ドラム缶などを使って焼却処理することは、法律によって禁止されています(原則)。違反した場合は、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金に処せられる可能性があります。

次の場合は、例外として焼却行為が認められます。ただし、近隣住民より苦情がある場合や他の法律で規制される場合は認められません。(当たり前にはできません)

処理基準を守った焼却行為
風俗慣習や宗教上の行為を行うために必要な焼却行為
農業、林業又は漁業を営む上で通常行われる廃棄物の焼却 ⇒ 畑で枯草等を焼却する行為について例外として認められます。ただし、これに関する苦情が一番多いです。周辺の生活環境に配慮しながらするようにしてください。

2. ごみは町が委託、許可した業者以外は収集できません

家庭ごみの収集は町が委託した収集業者、事業者ごみは町が許可した収集業者以外は収集できません。近年、安価で回収できるといながら高額な料金を請求したり、お金になる金属部分だけを抜き取って不要な部分は不法投棄するなどの悪質業者が多数存在します。これらの業者に不用品などを引き渡すことがないようにお願いします。

3. 不法投棄は絶対ダメ! やられる前に対策を

不法投棄は、不法焼却と同じく禁止されており、違反した場合は5年以下の懲役または1千万円以下の罰金に処せられる可能性があります。また、個人の所有地において不法投棄され、その投棄者がわからない場合は、土地所有者が片づけなければなりません。不法投棄は、所有者が普段あまり管理していない土地(雑草がのびて荒れている、囲いが無いなど)に多く発生しています。所有する土地は定期的な清掃で清潔にし、囲いを施すなどの対策をおすすめします。

4. 資源化物集団回収事業について

資源化物集団回収事業に対し、報奨金を交付しています。この制度は、町の資源化率の向上と資源化物の抜き取り対策、集団回収事業を通じて団体の活性化等を目的としています。地域自治会や町立小中学校などで町に登録した団体が対象となっており、18団体(下表)が登録しています。お住まいの自治会や付近の学校関係団体など、集団回収を実施している場合は、ぜひご協力をお願いします。また、登録を希望する団体はお気軽に総務部生活環境安全課までお問い合わせください。

(資源化物集団回収事業の登録団体)

徳佐田自治会	森川自治会	西原中学校男子バレー部父母会
幸地ハイツ自治会老人会	美咲区自治会	西原南クラブ
幸地ハイツ自治会ソフトボールサークル	県営西原団地自治会	桃原子ども会
掛保久自治会	呉屋自治会	西原クラブ女子(バレー)
池田自治会	西原東FC	西原クラブ男子バレー
平園自治会	西原中学校野球部父母会	西原東中学校男子バレー部父母会

(平成27年11月30日現在)

お問い合わせ 総務部生活環境安全課 環境保全係 ☎945-5018

町内の河川環境改善にご協力を!



西原町では、町内を流れる9河川16ポイントで、毎年8月から10月までの期間に水質調査を行っています。その結果、町内の4河川において若干の汚濁が認められ、5河川においては顕著な汚濁が認められました。特に一部河川においては、BOD値(※)が昨年の値を大幅に上回っており、下表のとおりとなっています。

町内河川のBOD値(mg/L)

	長溝川	兼久川	小波津川	小那覇川	内間川	稲国川	幸地川	徳佐田川	森川川
H27	4.4	6.8	6.8	1.6	7.0	4.7	3.9	16	2.7
H26	6.9	3.6	1.5	1.1	1.1	2.2	4.0	11	2.0

※BODとは、生物化学的酸素要求量といい、水中の有機物などの量を、その酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で表したもので、値が大きいほど、その水質は悪いと言えます。

汚濁の主な原因: 河川への生活排水の流入

築年数による浄化槽の種類と排水の状況

約15年以上前に建てられた家屋	し尿のみを処理する単独処理浄化槽が多く設置されており、お風呂や台所などの生活雑排水は処理されずに河川に流れている状態です。
15年以内に建てられた家屋	し尿と生活雑排水の両方を処理できる合併処理浄化槽が設置されている家庭においても、年1回の法定検査、年3回の保守点検、定期的な汲み取り等を行っていない場合、その処理機能が低下し、処理できずに放流されている可能性が高くなっています。

西原町ではきれいな河川を取り戻す取り組みを推進していきます。住みよい西原町を作っていくため、各家庭においても、以下の点にご協力をお願いします。

下水道整備がすでになされている地域	下水道への整備を早めをお願いします。
下水道整備がまだされていない地域	浄化槽の年1回の法定検査と年3回の保守点検、定期的な汲み取りを行ってください。
下水道整備がまだされておらず、7年以内に整備が見込まれない地域	単独処理浄化槽を活用されているご家庭においては、合併処理浄化槽への転換をご検討ください(補助制度あり)。

年末年始のごみ収集について

年末年始のごみ収集の日程は、次のとおりとなります。年内は通常どおり収集しますが、年明けの1月1日から1月3日までは、ごみの収集はお休みとなりますので、よろしくお願いします。

【年末年始のごみ収集日程】

	12月28日(月)	12月29日(火)	12月30日(水)	12月31日(木)	1月1日(金)	1月2日(土)	1月3日(日)	1月4日(月)		
もえるごみ	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり	休み	休み	休み	通常どおり		
もえないごみ			通常どおり							
危険ごみ			通常どおり							
粗大ごみ			通常どおり							
資源ごみ	通常どおり	通常どおり	通常どおり	通常どおり						通常どおり

キシイな町に

生ごみを出す際のお願いです! 生ごみが犬や猫に散らかされる被害が発生しています。犬や猫は嗅覚が優れているため、臭いが外にもれない工夫が効果的です。生ごみを出す際は、右の対策をお願いします。

生ごみの出し方について

- ふた付きのポリバケツに入れる。
- ごみ袋の口をきっちりとしぼる。
- 生ごみの水分を十分に切って臭いを減らす。(水分が多いほど、散らかったときの臭いもひどくなります)

お問い合わせ 総務部生活環境安全課 環境保全係 ☎945-5018